

合併協議会だより

Moka Ninomiya

第4号



住民説明会を開催します

住民のみなさんに、両市町の合併についてより理解を深めていただくため、また、ご意見やご要望をお聞きするため、次の日程で住民説明会を実施します。

住民説明会では、新市のまちづくりの基本となる新市基本計画の素案や主な合併協定項目の協議結果についての説明を行います。

「どのようなまちづくりを進めていくのか?」「身近な行政サービスはどうなるのか?」などの質問にお答えしていきたいと考えています。ぜひご参加ください。

月	日	曜	時 間	会 場
3 月	13	木	午後7時	真岡市大内農業構造改善センター
	14	金	午後7時	真岡市山前農村環境改善センター
	18	火	午後7時	二宮町アグリセンター長沼 (旧JA長沼支所)
	19	水	午後7時	二宮町アグリセンター二宮 (旧JA物部支所)
	21	金	午後7時	真岡市青年女性会館
	23	日	午前10時	真岡市青年女性会館
	23	日	午後2時	二宮町民会館
	24	月	午後7時	真岡市中村農村環境改善センター
	25	火	午後7時	真岡市公民館真岡西分館

※ 住民説明会への参加にあたりましては、今回配布します
「**新市基本計画素案 (概要版)**」をご持参ください。

「新市基本計画概要版」が配布されていない場合や不足している場合は、お手数をおかけいたしますが、合併協議会事務局までご連絡ください。



第4回合併協議会の結果

～ 第4回協議会を1月16日に開催 ～

第4回真岡市・二宮町合併協議会は、平成20年1月16日(水)、二宮町民会館を会場に行われました。

会議では、「合併の期日」や「地方税の取扱い」、「新市基本計画」などの協議事項15件の協議が行われ、すべて全会一致で決定されました。その内容は次のとおりです。

協議事項

【協議第5号の2】 合併の期日について

合併の期日については、第1回協議会において、電算システムの稼動テストや移動データの入力、事務執行体制の整備など、スムーズに新市をスタートさせるための作業があり、これらの作業内容、工程を精査する必要があることから、「平成21年3月を目途として、合併協議会において協議して定める日とする」と決定していましたが、各作業の調査結果に基づき、具体的な合併の期日（新市の発足日）を協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

合併の期日は、平成21年3月23日(月)とする。

【協議第24号】 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、個人市町民税や法人市町民税、固定資産税、軽自動車税などの税率、納期、減免措置などを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

【協議第25号】 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、新市の行政組織機構の基本方針について協議するものです。協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。

合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

【協議第26号】 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、両市町で組織している真岡・二宮地区清掃事務組合や両市町とも加入している事務組合及び広域連合、公社、第3セクターをどのように取り扱うかを協議するものです。

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの
真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
 - ① 芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
 - ② 栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【協議第27号】 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等とは、農業協同組合などの産業経済団体、老人ホームなどの厚生社会事業団体、婦人会などの文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、法人でなくてもよいと定義されています。

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、どのように団体の統合や調整などを行うかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

公共的団体等については、新市としての一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重し、各団体の理解と協力を得ながら、次のとおり調整に努める。

- 1 目的が同一又は類似している団体は、合併時までには統合するよう働きかける。
- 2 目的が同一又は類似している団体の中で統合に時間を要する団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- 3 すでに共通となっている団体については、現行のとおりとする。
- 4 独自の目的を持った団体については、その団体の判断に委ねる。

【協議第28号】 附属機関の取扱いについて

附属機関とは、法律や条例の規定によって設置される、委員会や審査会、審議会、調査会など調停、審査、諮問又は調査のための機関を指します。

附属機関の取扱いについては、新市でどのように附属機関を設置するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 附属機関の取扱いについては、原則として真岡市の附属機関に統一する。
なお、真岡市に設置されていない附属機関については、設置の必要性を検討し、合併時までには調整する。
- 2 他の協定項目において個別に協議された附属機関については、それぞれの調整方針による。

【協議第29号】 納税関係事業について

納税関係事業については、申告受付事務や前納報奨金制度、諸証明事務を新市でどのように実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
受付会場は、合併時までには調整する。
- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第30号】 保健医療事業について

保健医療事業については、疾病の予防及び早期発見、早期治療のため、ライフサイクルの各段階に対応した各種の健康診査や妊産婦・子ども医療費助成事業などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

【協議第31号】 障がい者福祉事業について

障がい者福祉事業については、障がい者が住み慣れた地域社会で、自立した社会人として平等に社会参加ができるよう在宅福祉サービスの提供や相談支援事業、福祉作業所などの充実を図っていますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。
 - (2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を平成20年度に策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 特定疾患者福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 自立支援給付については、現行のとおりとする。
- 4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 相談支援事業及びコミュニケーション支援事業については、現行のとおりとする。
- 5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第32号】 農林水産関係事業について

農林水産関係事業については、各基本計画に基づき、生産性の高い農業の実現や安全・安心で高品質な農産物の生産、効率的で安定的な農業経営の確立など、地域農業の振興を図るため、さまざまな事業を実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 農政関係基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の基本構想を基準に策定する。
 - (2) 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成23年度までに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (3) 真岡市食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成22年度に見直す。
- 2 農業振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農政連絡員については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 真岡市農業公社運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 農業振興施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農業経営対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営対策推進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農業近代化資金利子補給事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 農地保有合理化事業推進奨励費については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 4 園芸振興事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 5 畜産振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 畜産防疫対策及び畜産公害対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 畜産振興資金については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 配合飼料価格安定支援事業、乳用牛群検定推進事業及び優良種豚導入支援事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 6 米生産調整対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 7 土地改良事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市単独土地改良事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 県営土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 土地改良区の支援については、現行のとおりとする。
なお、土地改良区については、速やかに統合するよう働きかける。
- 8 林務関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 地域森林整備計画は、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 松くい虫防除については、現行のとおりとする。
 - (3) 有害鳥獣駆除事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

【協議第33号】 建設関係事業について

建設関係事業については、道路や河川、公営住宅などの整備、維持管理、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用と良好な市街地を形成する土地区画整理事業など、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 市町道の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 市道及び町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし路線番号については新市全体で再編する。
 - (2) 市道及び町道の管理については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整する。
- 2 法定外公共物の管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 道路整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 道路維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 公営住宅の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公営住宅の管理方法については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 6 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 7 公営住宅ストック総合活用計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 8 二宮遊水地利用計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な事業計画については、新市において検討する。
- 9 五行川桜づつみ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 河川の維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 11 都市計画区域等に係る事項については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市計画審議会については、真岡市の制度に統一する。
- 12 都市計画における基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 緑の基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において都市計画マスタープランに合わせて見直す。
 - (3) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおりとする。
- 13 都市公園、緑地等については、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園、緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市公園、緑地等の維持管理については、真岡市の制度を基準に統一する。
- 14 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【協議第34号】 上下水道事業について

上下水道事業については、現在実施している水道事業や公共下水道事業、農業集落排水事業を新市でどのように事業を実施するか、また、新市の水道料金や下水道使用料などを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。
 - (2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。
 - (3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。
- 2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。
- 3 水道料金については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。
- 4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。
- 7 公共下水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
(次項へ)

- 8 農業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 9 地域再生計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに策定する。
- 10 公共下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。
- 11 公共下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 12 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において検討する。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 13 農業集落排水分担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮東部処理区の手当金については平成21年度に決定する。
- 14 公共下水道・農業集落排水事業関係手数料については、現行のとおりとする。
- 15 公共下水道施設、農業集落排水施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、農業集落排水施設の維持管理については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。
- 16 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 17 農業集落排水事業補助金については、合併時に廃止する。
- 18 農業集落排水事業受益者分担金償還助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 農業集落排水管理組合補助金については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。

【協議第35号】 文化振興事業について

文化振興事業については、両市町でそれぞれ実施している文化祭や音楽祭、文化財の指定や保存、また、文化施設の管理運営など、新市でどのように実施するかを協議するものです。協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 文化協会については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 文化祭・音楽祭については、新市において速やかに再編する。
- 3 指定文化財については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の指定文化財については、合併時に新市に引き継ぐ。
 - (2) 新規文化財の指定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 指定文化財の保存修理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 文化施設については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市民会館の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町民会館については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 二宮尊徳資料館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【協議第36号】 社会体育事業について

社会体育事業については、スポーツ施設の整備や学校体育施設の有効活用、スポーツ行事・スポーツ教室の開催、指導者やリーダーの育成などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

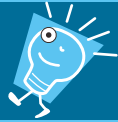
- 1 社会体育関係団体については、次のとおりとする。
 - (1) 体育協会については、合併時に統合するよう働きかける。
 - (2) スポーツ少年団については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 スポーツ大会等については、合併時までに真岡市の制度を基準に調整する。
- 3 スポーツ振興については、次のとおりとする。
 - (1) 体育指導委員会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 少年スポーツ指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に統合する。
- 4 学校開放事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 運動公園建設準備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【協議第37号】 新市基本計画について

新市基本計画とは、市町村の合併の特例等に関する法律第6条に基づく法定計画として、住民の意見をもとに、栃木県との協議結果などを反映させ、合併協議会が策定するものです。

第4回協議会では、新市基本計画素案の説明が行われ、今後、合併協議会委員や住民の意見を反映させることとして、継続協議となりました。

新市基本計画素案では、新市の将来都市像（キャッチフレーズ）を「だれもがほっとできるまち 真岡 人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市」とし、両市町が築いてきたまちづくりを融合することによって、人、自然、産業が調和する都市を目指し、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちた新真岡市の実現を目指していく内容です。



前号に引き続き、みなさまから寄せられた質問についてお答えします。

今回は、第4回協議会で決定した協定項目のうち、「事務組織及び機構の取扱い」と「新市基本計画」について解説します。

Q

第4回協議会で現在の二宮町役場を支所とすることが決定されましたが、どのような業務を行うか教えてください。

A 第4回協議会では、新市の事務組織及び機構の基本的方針、方向性を決定したもので、合併後支所となる二宮町役場でどのような業務を行うか、また、組織や人員配置をどうするのかなど、具体的な内容は、今後検討されることとなります。

検討にあたっては、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮しながら、真岡市の制度を基準に再編するものです。

なお、具体的な検討結果については、合併協議会に報告を行い、住民のみなさんにお知らせすることとなります。

Q

第4回協議会で新市基本計画素案の説明がありましたが、この計画の趣旨と今後の予定を教えてください。

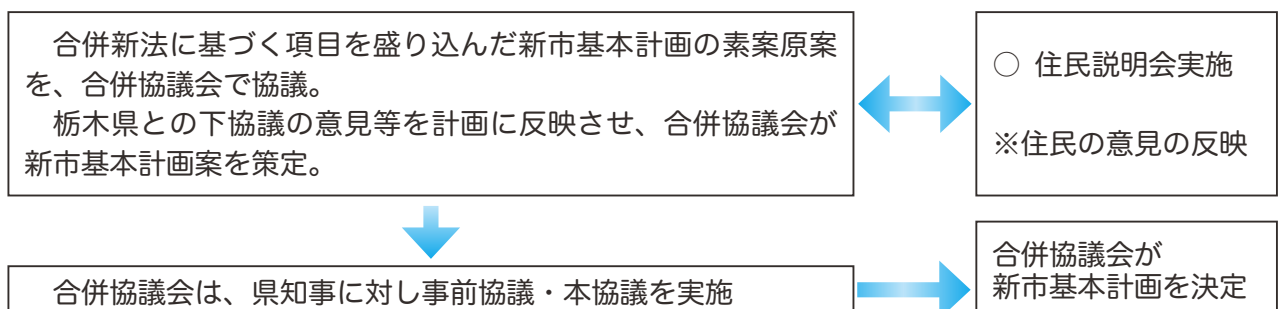
A 新市基本計画は、市町村の合併の特例等に関する法律第6条に基づく法定の計画であり、新市のまちづくりの円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とするものです。

新市基本計画は、新市の将来像やまちづくりの基本方針などを定めたもので、新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。

計画策定にあたっては、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図れるよう適切に配慮されていなければならないとされており、合併後、この計画に基づいて行われる事業は、国や県の財政支援が講じられる場合があり、合併協議を進める上で重要なものと位置づけられています。

第4回協議会では、新市基本計画素案を提示しました。引き続き合併協議会で継続協議をしていきますが、協議にあたっては、住民説明会を実施し住民のみなさんの意見を計画に反映させていくこととなります。

◎ 新市基本計画策定の流れ



会議傍聴のご案内

協議会の会議は原則として公開で行われます。
会議開会30分前から傍聴受付を行いますので、是非お越しください。

- 第6回協議会
と き 平成20年3月26日(水)
午後2時から
ところ 二宮町民会館多目的ホール

- 第7回協議会
と き 平成20年4月25日(金)
午後2時から
ところ 真岡市青年女性会館2階ホール



ホームページを開設しています

<http://www.mn-gappei.jp/>

ホームページでは、合併協議会の協議経過や会議内容などを会議開催のつど更新・掲載し、住民のみなさまに向けて発信しています。ぜひご覧ください。
また、みなさまからのご意見やご質問、ご要望も書き込めるようになっていきますのでご利用ください。

編集後記

合併協議会の発足から4回の会議を重ね、合併協定項目の約7割が協議、決定されました。
また、新市のまちづくりの基本方針となる新市基本計画の協議もはじまったところです。
住民のみなさんのご意見などを新市基本計画に反映させるため、3月中旬から各地域で住民説明会を実施しますので、今回配布します「新市基本計画素案（概要版）」をご一読ください。
住民説明会の会場でお待ちしております。

皆さんのご意見・ご質問を
お待ちしております。



編集／発行 真岡市・二宮町合併協議会事務局
〒321-4395 真岡市荒町5191番地（真岡市役所内）
TEL 0285-83-8452 FAX 0285-83-8119
e-mail info@mn-gappei.jp